

# 運営上の留意事項

## 【居宅介護支援】

令和7年度 集団指導



## はじめに

- 集団指導の構成は、①全サービス共通の項目、②居宅・通所サービス共通の項目、③各サービスの項目（訪問系サービス、通所系サービス、GH・多機能型サービス、居宅介護支援、福祉用具）に分かれています。①②は全て視聴してください。③は市ホームページへの資料掲載となっておりますので、該当するサービスの資料を選択して閲覧してください。
- この資料は③各サービス（居宅介護支援）の内容です。  
（運営指導で指摘の多い項目を中心に掲載しています。）
- 市ホームページ※に掲載の資料のうち、事業に関する項目は全て閲覧してください。

※「2025年度 集団指導 介護 神戸市」で検索してください



# 1 基本方針

- サービスの提供にあたっては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）に規定された基本方針を確認し、運営基準を遵守すること。
- 居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**利用者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、**総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 居宅介護支援の提供にあたっては、**利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って**、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との**連携に努めなければならぬ**。

## 2 人員に関する留意事項

### (1) 介護支援専門員

- 介護支援専門員は、事業所ごとに必ず **1人以上を常勤で置く** こと。
- 常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうもの。
- ただし、育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、**利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合**は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

利用者の処遇に支障がないか事業所として適切に判断を

### (2) 管理者

- 居宅介護支援事業所に置くべき管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならない。

※主任介護支援専門員でない者が管理者である経過措置は令和9年3月31日まで

- 管理者は、事業所の業務及び従業者の管理を一元的に行い、従業者に運営基準等に沿った指揮命令を行うもの。
- 管理者は、事業所の管理業務に支障がない場合に限り兼務可。介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は不可。
- 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用申込等に対応できる体制を整えている必要がある。介護支援専門員を兼務し、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。

### (3) 勤務の体制

- 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の**従業者の勤務の体制**を定めておかなければならない。
- 事業者は、事業所ごとに、**事業所の介護支援専門員**に指定居宅介護支援の**業務**を担当させなければならない。ただし、補助の業務はこの限りでない。

利用者の処遇に関わらない事務作業などの分担は可

いわゆる「ひとりケアマネ」は、利用者にできるだけ影響が及ばないよう、特に業務についての備えが求められる。



### 3 設備に関する留意事項



個人情報  
は共有禁止

- **事務室を共用する場合は明確に区分すること**

事業所は、業務に支障のない限り他の事業との同一の事務室であっても差し支えないが、それぞれの事業を行うための区画を明確に特定すること。特に、個人ファイル、記録などが他の事業所の従業員の目に触れないように注意すること。

- **適切なスペースで、利用しやすい構造とすること**

専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

## 4 運営に関する留意事項

### (1) 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

#### ● 運営基準減算が定められている事項

以下の業務が適切に行われていない場合、運営基準減算が適用される。規定を遵守せず、指導に従わない場合、指定が取消される場合もあるので十分に注意すること。

i) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」について文書を交付し、説明を行っていない場合。  
(説明したことを日時とあわせて記録すること。)

⇒ 契約月から当該状態が解消された月の前月まで減算



- ii) 居宅サービス計画の**新規作成・変更**に当たっては次の場合
- ① 介護支援専門員が、**利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接していない**場合（アセスメントの実施）

※課題分析：「利用者の有する日常生活上の能力」や、「利用者が既に受けている指定居宅サービス」や「介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価」を通じて、利用者が**生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点**を明らかにし、利用者が**自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題**を把握すること。

利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要。



**アセスメントとモニタリングの趣旨について、利用者及び家族に丁寧に説明し、理解を得ること**

② 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行って

いない場合

※利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではない

※「やむを得ない理由」がある場合は、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができる

→利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、など

サービス担当者会議の要旨は各サービスの担当者に配布すること。



③ 介護支援専門員が、次の手順を経て居宅サービス計画を利用者・担当者に交付していない場合

a) 計画の原案の内容について利用者・その家族に対し説明

b) 文書により利用者の同意を得る

⇒ 当該月（当該居宅サービス計画に係る月）から  
当該状態が解消された月の前月まで減算



iii) 次の場合で、介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないとき

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⇒当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算

iv) 居宅サービス計画作成後、モニタリングに当たっては、次の場合

① 介護支援専門員が月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者  
に面接していない場合

(テレビ電話装置等を活用する場合でも2月に1回は訪問が必要)

② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態  
が1か月以上継続する場合

⇒その月から当該状態が解消された月の前月まで減算

## (2) 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

### ● 特定の居宅サービス事業者等によるサービスの位置づけの禁止

指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けの指示等を行ってはならない。

**法人や事業所が従業者に  
同一法人の事業所やその他特定の事業所を  
利用するよう指示することは禁止**



## ●利用者への指示の禁止

介護支援専門員は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者等を利用すべき旨の指示等を行ってはならない。



ケアマネジャーが利用者に  
同一法人の事業所や特定の事業所を利用  
するよう指示・誘導することは禁止

## ● 利益収受の禁止

居宅介護支援事業者及び従業者は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して**特定の事業者等**を利用させることの**対償**として、当該事業者等から**金品**その他財産上の利益を収受してはならない。

※居宅介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、**解決すべき課題に即さない居宅サービス**を**居宅サービス計画に位置付けることがあってはならない。**

## 5 介護報酬に関する留意事項

### (1) 運営基準減算

- 運営基準減算に該当する場合

所定単位数の 100分の50 に相当する単位数を算定する。

また、運営基準減算が 2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。



運営基準減算は、2か月目から  
100%の減算となる

## (2) 特定事業所集中減算

### ● 特定事業所集中減算に該当する場合

正当な理由なく、居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

## ● 特定事業所集中減算の判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の**すべてについて減算**を適用する。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

## ● 特定事業所集中減算の判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかについて80%を超えた場合に減算する。

※具体的な計算式：事業所ごとに、それぞれのサービスにつき計算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

※市ホームページ「特定事業所集中減算の判定の手続き（居宅介護支援）」を確認してください。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/tokuteishuchu2.html>

## ● 特定事業所集中減算の算定手続

判定期間が前期の場合については 9月15日までに、

判定期間が後期の場合については 3月15日までに、

すべての居宅介護支援事業者は、定められた事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければならない。

80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において

5年間保存しなければならない。

※様式等は神戸市のホームページからダウンロードしてください

「特定事業所集中減算の判定の手続きについて（居宅介護支援）運営上の留意事項 | 021

### (3) 特定事業所加算

#### ● 特定事業所加算の趣旨

特定事業所加算制度は、**中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応**や、**専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメント**を実施している事業所を**評価**し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

## ● 特定事業所加算の基本的取扱方針

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

※利用者にとって、より公正で質の高いサービスを実施していることの評価であり、**算定要件をひとつでも満たさない場合は返還の対象となる**

## ● 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 1) 専従常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置
- 2) 専従常勤の介護支援専門員を3名以上配置
- 3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催
- 4) 24時間連絡体制を確保かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- 5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上
- 6) 当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- 7) 地域包括支援センターから紹介された場合においても、支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供

## ● 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（続き）

8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加

9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない

10) 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満

（ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）

11) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保

## ● 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（続き）

12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施

13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

1) 「専従常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置」について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

2) 「専従常勤の介護支援専門員を3名以上配置」について

常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（当該事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、前項1)により主任介護支援専門員2名を置く必要がある。したがって、当該加算を算定する事業所においては、**少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があること。**通常小の留意事項 028

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

3) 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催」について

上記会議は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- ① 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- ② 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ③ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ④ 保健医療及び福祉に関する諸制度
- ⑤ ケアマネジメントに関する技術
- ⑥ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ⑦ その他必要な事項

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

3) 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的<sup>イ</sup>に開催」について（続き）

イ 議事については記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。

※会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

4) 「24時間連絡体制を確保かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保」について

24時間連絡可能な体制とは、常時、**担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制**をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

※**特定事業所加算（A）**を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能だが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、**基準第23条（秘密保持）の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるように説明を行い、同意を得ること。**

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

5) 「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上」について

要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

※特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

※7) の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的にこの40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること（すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能）

## ● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

### 6) 「当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施」について

「計画的に研修を実施」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。

また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。

※年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

※特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

7) 「地域包括支援センターから紹介された場合においても、支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供」について

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

8) 「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加」について

多様化・複雑化する課題に対応するために、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

9) 「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない」について

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

10) 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）」について

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であれば差し支えないこととするが、ただし、**不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでないこと**がないよう配慮しなければならないこと。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

11) 「法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保」について

協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

※特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。

## ● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

### 12) 「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」について

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、**地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にある**ことから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、**自ら率先して実施していかなければならない**。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも**次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない**。

※年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

※特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。

● 特定事業所加算の算定要件の取扱い

13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成」について

多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

### ● 特定事業所加算（Ⅱ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

● 特定事業所加算（Ⅲ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、兼務に関しては（Ⅱ）と同じ。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

## ● 特定事業所加算（A）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員については、兼務に関しては（Ⅱ）と同じ。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。

※この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

### ● その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。

また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

### ● 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければならない。

## (4) 入院時情報連携加算

### ● 入院時情報連携加算（Ⅰ）の算定要件

記録がなければ  
確認できない

利用者が病院又は診療所に入院した日※のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含む。

※指定居宅介護支援事業所における運営規程（指定居宅介護支援等基準第十八条に規定する運営規程をいう。）に定める営業時間終了後に、又は営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。

記録がなければ  
確認できない

## ● 入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定要件

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日※に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院時情報連携加算（Ⅰ）に規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）

## (5) 通院時情報連携加算

### ● 通院時情報連携加算の算定要件

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

※同席及び情報共有にあたっては、事前に利用者の同意を得ること。

※単に通院に付き添ったのみ、診察に同席したのみでは算定要件を満たさない。

※居宅サービス計画への記録がなければ算定要件を満たさない。



## (6) 退院・退所加算

### ● 退院・退所加算の算定要件

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所をしていた者が退院又は退所※し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、当該サービスの利用開始月に、入院又は入所期間中に1回を限度として算定する。ただし、初回加算を算定する場合は算定しない。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。

● 退院・退所加算の算定区分（算定可能な場合）

① 退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ

- ・イ：病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合で、
- ・ロ：方法がカンファレンスである場合に限る。

② 退院・退所加算（Ⅱ）イ・ロ

- ・イ：病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合。
- ・ロ：病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合で、うち1回以上がカンファレンスによる場合。

③ 退院・退所加算（Ⅲ）

病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合で、うち1回以上がカンファレンスによる場合。

## ● カンファレンスについて

カンファレンス（病院又は診療所）の要件は以下のとおりとする。

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1  
医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

要件は次のページ



## ※医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3を満たすカンファレンス

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、下記の(1)～(5)の機関のうち 入院中の保険医療機関以外の **3機関以上**と共同して行うこと。ただし、同一職種が2者以上の場合は1者と数えることに注意。

- (1)在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- (2)保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- (3)保険薬局の保険薬剤師
- (4)訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）、理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士
- (5)介護支援専門員（介護保険サービスの場合）又は相談支援専門員（障害福祉サービスの場合）

### ● その他の留意事項

- ・ 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。
- ・ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。
- ・ カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

## さいごに

この資料では、居宅介護支援事業における運営上の留意事項として、運営指導の際に、特によく指摘している内容について説明しています。

ここで記載のなかった内容についても、今一度（年1回程度）、運営基準等※を見直し、自己点検を行ってください。

引き続き、法令に基づく適正な運営をお願いします。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  
（平成11年7月29日老企第22号）

※指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準  
（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

※厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

※神戸市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年3月31日神戸市条例第24号）

引き続き各動画・ホームページに掲載の資料を  
ご確認ください。

